

台風 19 号による災害対応について（知事申し入れ別紙）

- 1、 罹災証明の被害認定については、二次判定ができることを市町村や市民に周知するとともに、被災者に寄り添って柔軟に認定をしてください。
- 2、 被災者の住宅確保は、喫緊の課題です。復興住宅も視野に入れて、長期的に安心できる展望を示してください。
- 3、 農地が泥とごみに覆われ、農業機械も損失した上に、農家は収入がなくなり来年に向けて農業を継続できるか不安を抱えています。泥とごみの撤去は、国とともに早急に対応してください。また共済の該当にならないもとでは、農家への収入補填的な被災者見舞金を検討してください。
- 4、 災害ごみの処理は広域的な取り組みも進められていますが、すでに限界に達しています。西日本の災害対応では、現地で応急の中間処理施設を設置して処理をしています。同様の取り組みを検討してください。
- 5、 障がい者にとって不可欠の施設である県リハビリテーションセンターの台風被害からの復旧と建て替え計画の検討を同時進行で行い、将来不安を取り除くことは緊急の課題です。当面、他病院に移転した患者の対応や薬の処方、更生相談や義肢装具の再開などの課題解決を行いつつ、病院機能の復旧スケジュールを明らかにしながら、患者も職員も安心できる対応を求めます。また、県社会福祉総合センターから移転予定の各団体の移転先の再検討を行ってください。
- 6、 被災者の命と健康を守ることが重要になっています。入院中の罹災者の食事の無料化や、インフルエンザの予防接種を希望者全員に実施するなど、県としての支援を求めます。

以上